

# 収集すべき情報の説明資料（ア行）

収集すべき情報の説明資料

（ ア 行 ）

## [ 目次 ]

- |                |   |      |
|----------------|---|------|
| 1. IBA（アイビーイー） | … | ア- 2 |
| 2. EADAS（イーダス） | … | ア- 4 |
| 3. 温泉保護地域      | … | ア- 7 |

## 1. IBA（アイビーエー）

（（公財）日本野鳥の会のホームページより抜粋）

### 概要

IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）とは、重要野鳥生息地のことです。

鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA基準）によって選定し、すべての生息地をネットワークとして世界的に守っていこうというプログラムをIBAプログラムと呼び、国際的かつ科学的な基準で野鳥の生息地をリスト化し、法的な保護の目標を示すとともに、その地域を鳥たちが住みやすい状態に保全していくことを目的にしています。

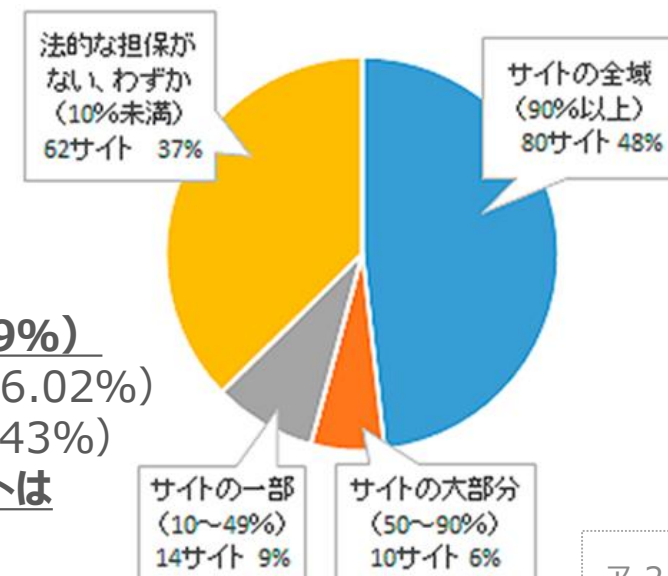
日本では日本野鳥の会がIBAの選定と保全を進めており、2018年現在、日本には166ヶ所のIBAがあります。

### IBAの保護指定状況

国内のIBA166ヶ所の保護指定状況について、土地の改変を伴う行為が制限される、以下の4つに該当するエリアを「法的担保がある」ものとして、各サイトに占める割合を算出しました。

- （1）鳥獣保護法の鳥獣保護区の「特別保護区」
- （2）自然公園法の国立・国定および都道府県立自然公園の「特別保護地区」および「第1種～第3種特別地域」
- （3）自然環境保全法の「自然環境保全地域」
- （4）国有林野管理経営規程による「保護林制度（森林生態系保全地域等）」結果

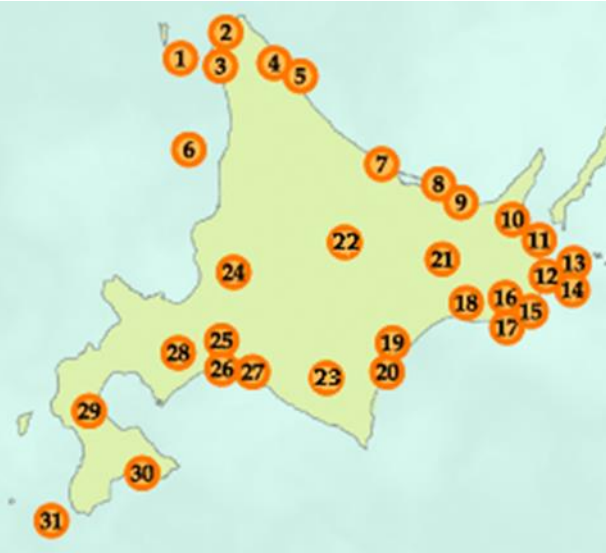
- ・ **「全域（90%以上）に法的な担保がある」サイトは計80箇所（48.19%）**
- ・ 「サイトの大部分（50～90%）に法的な担保がある」サイトは10箇所（6.02%）
- ・ 「サイトの一部（10～49%）に法的な担保がある」サイトは14箇所（8.43%）
- ・ **「法的な担保がない、もしくはわずか（10パーセント未満）である」サイトは62箇所（37.35%）**



# 収集すべき情報の説明資料 (ア行)

## 1. IBA (アイビーイー)

[北海道のIBA]



IBAコード	サイト名
1	利尻島
2	声間大沼
3	サロベツ原野
4	クッチャロ湖
5	枝幸、目梨泊
6	天売島
7	(以下省略) シブノツナイ湖

( (公財) 日本野鳥の会及び環境省のホームページより抜粋)

[各サイトのページ]

### JP002 声間大沼



[公益財団法人日本野鳥の会作成IBA情報 (EADAS) ]



拡大



## 2. EADAS（イーダス）

（環境省のホームページより抜粋）

### 概要

EADASとは、Environmental Impact Assessment Database Systemの略称で、環境アセスメントデータベースの名称のことです。

環境アセスメントデータベースとは、環境アセスメントにおいて、地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境に関する情報を一元的に収録、提供することを目的に、平成26年度より環境省が運用しているデータベースのことです。

### データベースの構成

- ① 地理情報システム（GIS）
  - ： ・ 全国環境情報 ・ 再生可能エネルギー情報
  - ・ 情報整備モデル地区環境情報
  - ・ 環境調査前倒方法実証事業情報
  - ・ **風力発電における鳥類のセンシティブティマップ**
  - ・ 国立公園の自然環境インベントリ整備情報
  - ・ 全国CO2排出推計量メッシュマップ
- ② 情報整備モデル地区環境情報報告書
  - ： ・ 情報整備モデル地区で実施した地域文献調査、地域ヒアリング調査、現地調査の報告書（85地区）を検索・閲覧
- ③ 国立公園の自然環境インベントリ整備情報
  - ： ・ 重要種分布図 ・ 重要な生物群集図
  - ・ 重要な視点場図 ・ 公園計画の見える化図
  - ・ 情報GAP図
- ④ 参考文献
  - ： ・ 鳥類・コウモリ類への影響、騒音・低周波音に関する文献資料情報 等を検索、閲覧



## 2. EADAS（イーダス）

（環境省のホームページより抜粋）

[地理情報システム（GIS）に収録している全国環境情報①]

赤字の項目を  
追加収録！

### 自然環境に関する情報

大気環境の状況	気象観測所、大気汚染常時監視測定局、自動車騒音常時監視地点
水環境の状況	河川、湖沼、潮汐観測位置、波浪観測位置、公共用水域水質測定地点
土壌・地盤の状況	土壌分類図、レッド・データ土壌
地形・地質の状況	地形分類図、日本の典型地形、日本の地形レッドデータ、地方公共団体の重要な地形・地質、傾斜区分図、地上開度、水深、表層地質図、断層、海底の表層堆積図、海底地質図、海底の底質
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、重要湿地、重要里地里山、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性重要地域（KBA）、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）国内参加地、シギ・チドリ類モニタリングサイト1000、ウミガメ産卵地、海棲哺乳類確認情報、干潟・藻場・サンゴ礁分布、絶滅危惧種（植物）の分布情報、特定植物群落、巨樹・巨木林、現存植生図、植生自然度図
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	自然景観資源、観光資源、国立公園の利用施設計画、キャンプ場、長距離自然歩道、海水浴場・潮干狩り場、スカイスポーツ、天文台、残したい日本の音風景100選
放射性物質の状況	空間線量の測定地点



# 収集すべき情報の説明資料（ア行）

## 2. EADAS（イーダス）

（環境省のホームページより抜粋）

[地理情報システム（GIS）に収録している全国環境情報②]

**赤字の項目を  
追加収録！**

### 社会環境に関する情報

土地利用の状況	土地利用
河川、湖沼、海域等の利用状況	内水面漁業権、上水道関連施設、名水100選、港湾、漁港、漁業権
学校、病院等	学校、病院・診療所、福祉施設、図書館
廃棄物の状況	産業廃棄物処理施設
環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等	公共用水域類型区分、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、自然環境保全地域（国指定、都道府県指定）、近郊緑地保全区域、鳥獣保護区（国指定、都道府県指定）、ラムサール条約湿地、生息地等保護区、保護水面、自然再生事業実施地域、世界自然遺産、世界文化遺産、国指定文化財等、都道府県指定文化財、景観計画区域、景観地区・準景観地区、景観重要建造物・樹木、歴史的風土保存区域、国有林、保安林（国有林・民有林）、保安林（民有林）、地域森林計画対象民有林、海岸保全区域、市街化区域、都市計画用途地域、農業地域、農用地区域
その他の事項	土砂災害危険箇所、行政区域、航空制限区域、航空路レーダー、自衛隊・米軍基地、米軍演習区域、自衛隊射撃訓練等海上区域、過去の土地利用の状況

### 再生可能エネルギー情報

風力・地熱発電所	既設の風力発電所（発電所位置）、既設の風力発電設備（風車位置）、計画中の風力発電所、既設の地熱発電所、計画中の地熱発電所
再生可能エネルギー資源情報	風況マップ、日射量マップ

## 3. 温泉保護地域

（北海道温泉保護対策要綱より抜粋）

### 概要

温泉保護地域とは、温泉を保護すべき地域のことです。（北海道温泉保護対策要綱第4）

- ・ 保護地域：過去及び現在において、源泉相互間の影響が顕著にあらわれている地域  
近年、温泉の水位、温泉の低下等温泉の衰退現象が著しくみられた地域  
学術的若しくは特別な事由により、温泉を保護しなければならない地域
- ・ 準保護地域：近距離の源泉間では相互影響がみられ、又は予想される地域  
今後、温泉の衰退現象が予想される地域

### 温泉地域等における規制（北海道温泉保護対策要綱別表2）

#### 1 保護地域

（1）**温泉の採掘**は、次の場合を除き、**原則として認めないものとする**

- ・ 既存の利用源泉が、不可抗力による災害等により埋没したものを、原状に復旧するための掘削
- ・ 国又は地方公共団体等が公益上必要と認めて行う工事等により、埋没を余儀なくされたため代替としての掘削 等

（2）**温泉の増掘**は、**原則として認めないものとする**

#### 2 準保護地域

（1）**温泉の掘削は、既存源泉との距離**

が温泉地の実情を考慮して定めた右図の距離以内のものについては**原則として認めないものとする**。

（2）温泉の増掘は、附近源泉の口径、

深度を十分に検討し附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする

設定地区	地域の範囲	制限距離
1 弟子屈・鐘別温泉	弟子屈町字弟子屈の一部、字テシの一部、字鐘別の一部 （弟子屈町2、3、4、5、7丁目、8丁目の一部、鐘別公住、鐘別温泉、高台）	200m
	弟子屈町字弟子屈の一部、字弟子屈原野の一部、字鐘別の一部（弟子屈町1丁目、旭町、日の出町、下鐘別）	150m
2 仁伏温泉	弟子屈町字サワラテサップの一部（以下省略）	100m



## 3. 温泉保護地域

(北海道温泉保護対策要綱より抜粋)

### [保護地域]

区分	地域名	地域範囲
保護地域	1 登別温泉 下登別温泉	登別市登別温泉町の一部、登別本町、登別港町及び登別東町で、別添範囲図①に示すとおりとする。
	2 洞爺湖温泉 社管温泉	虻田町字洞爺湖温泉町の一部及び社管町字社管温泉町の一部で、別添範囲図②に示すとおりとする。
	3 虎杖浜地域	白老町字虎杖浜の一部で、別添範囲図③に示すとおりとする。
	4 竹浦地域	白老町字竹浦の一部で、別添範囲図④に示すとおりとする。
	5 北吉原・萩野・石山地域	白老町字北吉原の一部、字萩野の一部及び字石山の一部で、別添範囲図⑤に示すとおりとする。
	6 十勝川温泉	音更町字下土幌の一部で、別添範囲図⑥に示すとおりとする。
	7 湯の川温泉	函館市湯川町1丁目、2丁目、3丁目及び湯浜町並びにこれら周辺200m以内の地域で、別添範囲図⑦に示すとおりとする。
	8 弟子屈温泉	弟子屈町字弟子屈の一部で、別添範囲図⑧に示すとおりとする。
	9 川湯温泉	弟子屈町字川湯の一部及び跡佐原野の一部で、別添範囲図⑨に示すとおりとする。
	10 定山溪温泉	札幌市南区定山溪温泉西1丁目、西2丁目、西3丁目、西4丁目、東1丁目、東2丁目、東3丁目及び東4丁目、別添範囲図⑩に示すとおりとする。
	11 塩根湯温泉	留辺瀨町字塩根湯の一部、字昭栄の一部、字花丘の一部及び字平里の一部で、別添範囲図⑪に示すとおりとする。
	12 帯広地域	帯広市の一部で、別添範囲図⑫に示すとおりとする。
	13 ひらふ地域	倶知安町字山田の一部で、別添範囲図⑬に示すとおりとする。

### [準保護地域]

準保護地域	1 弟子屈温泉 経別温泉	弟子屈町字弟子屈の一部、字テシの一部、字弟子屈原野の一部及び字鑑別の一部で、別添範囲図⑭に示すとおりとする。
	2 仁伏温泉	弟子屈町字サランチャップの一部で、別添範囲図⑮に示すとおりとする。
	3 濁川温泉	森町字濁川の一部で、別添範囲図⑯に示すとおりとする。
	4 竹浦、北吉原、萩野、石山、白老、社台地域	白老町字竹浦の一部、字北吉原の一部、字萩野の一部、字石山の一部、字白老の一部及び字社台の一部で、別添範囲図⑰に示すとおりとする。
	5 糠平温泉	上士幌町字糠平の一部で、別添範囲図⑱に示すとおりとする。
	6 十勝地域	帯広市の一部、音更町の一部及び帯別町の一部で、別添範囲図⑲に示すとおりとする。
	7 札幌市内平野部	札幌市の一部で、別添範囲図⑳に示すとおりとする。
	8 ひらふ地域	倶知安町字山田の一部及び字樺山の一部で、別添範囲図㉑に示すとおりとする。

